



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉銀行
代表者名 取締役頭取 米本 努
(コード番号：8331 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 伊藤 信一
(TEL 043-245-1111)

臨時株主総会の開催及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の当行取締役会において、2026 年 12 月 23 日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、「株式会社千葉興業銀行との株式移転計画承認の件」、「定款一部変更の件」及び「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」の各議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画作成について」にてお知らせいたしました共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法による当行と株式会社千葉興業銀行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）の設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会の基準日、開催日時及び開催場所並びに付議議案について

(1) 本臨時株主総会の基準日及び開催日時・場所

基準日	2026 年 9 月 30 日（水）
開催日時	2026 年 12 月 23 日（水）午前 10 時（予定）
開催場所	千葉市中央区千葉港 1 番 2 号 当行本店 3 階大ホール（予定）

(2) 本臨時株主総会の付議議案

第 1 号議案	株式会社千葉興業銀行との株式移転計画承認の件 詳細につきましては、本日別途開示しております「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画作成について」をご参照ください。
第 2 号議案	定款一部変更の件
第 3 号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、本株式移転の効力が生じた場合には、当行の株主は共同持株会社のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、下記(4)の事項を条件として、現行定款第14条(定時株主総会の基準日)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

(ご参考)

2027年3月期(2026年4月1日から2027年3月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第39条第1項(変更後の第38条第1項)に従い、2027年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、当行からお支払いする予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(変更箇所の下線を付しております。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第14条 当銀行の定時株主総会の 議決権の基準日は、毎年 3月31日とする。	(削る)
第15条～第41条 (条文省略)	第14条～第40条 (現行どおり)

(3) 変更の日程

本臨時株主総会決議日	2026年12月23日(水) (予定)
効力発生日	2027年3月31日(水) (予定)

(4) 変更の条件

本臨時株主総会において上記第1号議案(株式移転計画承認の件)が原案どおりに承認されること、並びに2027年3月31日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件といたします。

3. 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

本日別途開示しております「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上